

# 社団法人日本ゴルフツアー機構 定款

## 第1章 総 則

### 〔名 称〕

第1条 この法人は、社団法人日本ゴルフツアー機構(以下「本機構」という。)といい、英文では Japan Golf Tour Organization(略称 JGTO)と表示する。

### 〔事務所〕

第2条 本機構は、主たる事務所を東京都港区赤坂1丁目3番地5号に置く。

2 本機構は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

### 〔定 義〕

第3条 この定款において、「ツアートーナメント」とは、1年の各週(気候その他の理由によりゴルフ競技を行うことにつき不相当と認められる週を除く。)ごとに、ツアーメンバーを主たる競技者として、我が国の各地を巡回して行うゴルフトーナメント(賞金の獲得を目的として行われるゴルフ競技をいう。以下同じ。)をいう。

2 この定款において、「ツアーメンバー」とは、別に定めるところにより、当該年度のツアートーナメントに出場する資格を認定されたゴルフ競技選手(アマチュアである選手を除く。)をいう。

## 第2章 目的及び事業

### 〔目 的〕

第4条 本機構は、我が国におけるツアートーナメント事業を統括する団体として、国際的又は全国的規模において行われるツアートーナメント事業の秩序ある発展とツアートーナメント事業の競技環境の改善を図ることにより、ゴルフ競技に関する競技水準の向上と競技スポーツの振興に寄与し、あわせて海外におけるゴルフトーナメント事業の管理団体との緊密な連携を保持することにより、ゴルフ競技における国際交流を推進し、もって我が国における豊かなスポーツ文化の創造と発展に資することを目的とする。

### 〔事 業〕

第5条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ツアートーナメント事業の秩序ある発展に必要な次に掲げる事業
  - (ア) ツアートーナメントに係る競技の管理及び運営
  - (イ) ツアートーナメントに係る年間スケジュールの編成
  - (ウ) ツアートーナメントに関する規約の制定及び公式記録の作成

- (2) ツアートーナメントその他のゴルフトーナメントの主催
- (3) ツアートーナメントへの出場を希望する者に関する次に掲げる事業
  - (ア) 当該年度におけるツアーメンバーの資格基準の作成及びその基準に該当する者についての認定
  - (イ) ツアーメンバーの資格認定のためのテストに係るトーナメント(当該年度におけるツアートーナメントへの出場を希望する者(過去の実績に基づき(ア)の認定を受けた者を除く。)(ア)の資格基準に該当する者であるか否かに関するテストに係るトーナメントをいう。)の実施
- (4) ツアーメンバーの肖像権その他の権利の保護
- (5) チャリティ競技その他チャリティ事業の実施
- (6) 少年少女に対するゴルフの指導その他ボランティア活動の実施
- (7) 外国のゴルフトーナメントへのツアーメンバーの派遣その他ゴルフトーナメントに係る国際交流の実施
- (8) ゴルフトーナメント事業に係る国際機関における我が国の代表として、海外のゴルフトーナメント事業の管理団体と緊密な連携を保持すること。
- (9) ツアートーナメントに関する出版物の刊行
- (10) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

〔種別〕

第6条 本機構の会員は、次の3種とし、正会員及び会長をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 次に掲げる者で構成する。
  - (ア) ツアーメンバーである者
  - (イ) ツアーメンバーであった者で、ツアートーナメントの振興のためにすぐれた知識及び経験を有する者として、理事会の推薦により総会の承認を得たもの
- (2) 賛助会員 本機構の事業を賛助するため入会した個人又は法人
- (3) 名誉会員 本機構に特に功労のあった者又は学識経験者で総会の議決をもって推薦された者

〔入会〕

第7条 会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、前条第1号(イ)に該当する正会員(次条において「特別正会員」という。)及び名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

〔会費〕

第8条 正会員(特別正会員を除く。)又は賛助会員は、総会において別に定める会費を

納入しなければならない。

2 特別の費用を必要とするときは、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

3 既納の会費その他の拠出金品は、いかなる事由があっても返還しない。

〔資格の喪失〕

第9条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき。

(3) 除名されたとき。

〔退 会〕

第10条 会員が退会しようとするときは、退会希望日の2ヶ月前までに、理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。

〔除 名〕

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員現在数の3分の2以上の多数による議決を経て、会長が除名することができる。

(1) 本機構の名誉を傷つけ、又は本機構の目的に違反する行為があったとき。

(2) 本機構の会員としての義務に違反したとき。

(3) 会費又は臨時会費を6ヶ月以上滞納したとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、議決する前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第4章 役員及び職員

〔役 員〕

第12条 本機構に、次の役員を置く。

(1) 理事 14名以上20名以内(うち会長1名、副会長4名以内及び専務理事1名)

(2) 監事 2名又は3名

〔役員を選任〕

第13条 理事及び監事は、総会において選任し、理事は、互選で会長、副会長及び専務理事を定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 監事には、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

〔理事の職務〕

第14条 会長は、常勤とし、本機構を代表し、本機構の業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。

3 専務理事は、常勤とし、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故あるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款に別に規定するもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を審議し、議決し、及び執行する。

〔監事の職務〕

第15条 監事は、本機構の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行なう。

(1) 本機構の財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

〔役員任期〕

第16条 本機構の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

〔役員解任〕

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会及び総会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

〔役員報酬〕

第18条 役員は、無給とする。但し、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て、会長が定める。

〔名誉会長〕

第18条の2 本機構に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、会長又はこれに準ずる職にあった者で本機構の運営及びツアー・トーナメントの振興について特に功績のあった者について、理事会の推薦により、総会の同意を得て、会長が委嘱する。

〔顧問〕

第19条 本機構に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、総会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項について会長又は理事会の諮問に応じる。

〔相談役〕

第20条 本機構に、相談役を若干名置くことができる。

- 2 相談役は、本機構の役員又はツアーメンバーであった者で本機構の運営又はツアー・ナメントの振興に功労があったものの中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、本機構の運営について、会長に助言をし、又はその相談に応じる。

〔事務局〕

第21条 本機構の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、別に定める。

## 第5章 総会

〔構成〕

第22条 総会は、第6条第1号の正会員(会長を含む。以下同じ。)をもって構成する。

〔招集〕

第23条 通常総会は、毎年2回開催することとし、会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上又は監事から附議すべき事項を示して請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するには、正会員に対し、附議すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の14日前までに通知しなければならない。

〔議長〕

第24条 総会の議長は、会議のつど、出席正会員の互選で定める。

〔議決事項〕

第25条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (4) その他本機構の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

〔定足数等〕

第26条 総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き、

議決することができない。この場合において、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔会員への通知〕

第27条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

〔議事録〕

第28条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第6章 理事会

〔構成〕

第29条 理事会は、第12条第1号の理事をもって構成する。

〔理事会の開催〕

第30条 理事会は、年4回以上開催することとし、会長が招集する。ただし、会長は、必要と認めるときは、臨時理事会を招集するものとし、又、理事現在数の3分の1以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から10日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

〔定足数等〕

第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。この場合において、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔権限〕

第32条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び議決する。

(1) 総会に附議すべき事項

(2) 本機構の運営に関する重要事項

(3) その他本機構の総会の権限に属する事項以外の事項

〔議事録〕

第33条 第28条の規定は、理事会の議事録について準用する。

## 第7章 運営委員会等

〔運営委員会等〕

第34条 本機構の事業遂行のため、理事会の議決に基づき、理事会の下部機構として、運営委員会その他の委員会を置くことができる。

- 2 委員会の名称、組織、権限及び運営に関する事項は、理事会が定める。
- 3 委員会の議事については、議事録を作成し、これを保存するものとする。

## 第8章 資産及び会計

〔資産の構成〕

第35条 本機構の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

〔資産の種別〕

第36条 本機構の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをいう。
  - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (3) 理事会の議決により運用財産から基本財産に繰り入れられた財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

〔資産の管理〕

第37条 本機構の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とし、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえるなど確実な方法により、会長が保管する。

〔基本財産の処分の制限〕

第38条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本機構の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

〔経費の支弁〕

第39条 本機構の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

〔事業計画及び収支予算〕

第40条 本機構の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会及び総会の議決を経た後、毎事業年度の開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。

2 前項の事業計画及び収支予算の変更は、理事会及び総会の議決を経た上で、速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

〔暫定予算〕

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しない場合には、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

〔収支決算〕

第42条 本機構の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて、毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 本機構の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

〔特別会計〕

第43条 本機構は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第40条の収支予算及び前条の収支決算に計上しなければならない。

〔長期借入金〕

第44条 本機構が借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

〔新たな義務の負担等〕

第45条 第38条ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、本機構が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

〔事業年度〕

第46条 本機構の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第9章 定款の変更及び解散

〔定款の変更〕

第47条 この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

〔解散〕

第48条 本機構の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

〔残余財産の処分〕

第49条 本機構の解散にともなう残余財産は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本機構の目的に類似の目的を有する公益法人その他の団体に寄付するものとする。

## 第10章 雑則

〔書類及び帳簿の備置等〕

第50条 本機構の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 資産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支決算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

〔細則〕

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

## 附 則

〔施行期日〕

- 1 この定款は、文部科学大臣の設立許可があった日(平成 17 年 7 月 28 日)から施行する。

〔経過措置〕

- 2 第 40 条の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。
- 3 第 46 条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、平成 17 年 7 月 28 日から平成 17 年 12 月 31 日までとする。
- 4 第 13 条第 1 項及び第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事、監事及び顧問は、次のとおりとする。

|    |        |       |
|----|--------|-------|
| 理事 | (会長)   | 島田幸作  |
| 同  | (副会長)  | 関根謙一  |
| 同  | (同)    | 諸星 裕  |
| 同  | (同)    | 加瀬秀樹  |
| 同  | (同)    | 松村光樹  |
| 同  | (専務理事) | 渡辺一美  |
| 同  |        | 岡崎満義  |
| 同  |        | 中野辰久  |
| 同  |        | 横田真一  |
| 同  |        | 富永 浩  |
| 同  |        | 田島創志  |
| 同  |        | 鈴木規夫  |
| 同  |        | 日下敏治  |
| 同  |        | 石井秀夫  |
| 同  |        | 船渡川育宏 |
| 同  |        | 尾関秀夫  |
| 同  |        | 堀口壽一  |
| 同  |        | 宮崎寛之  |
| 同  |        | 北村 統  |
| 監事 |        | 吉田正輝  |
| 同  |        | 笹村正彦  |
| 顧問 |        | 三角哲生  |
| 同  |        | 鳥井道夫  |

- 5 従来日本ゴルフツアー機構に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。